

会議録 (要約版)

| | | | | |
|---|---|-------------------|---------|--|
| 会議の名称 | 平成30年度第3回弘前市上下水道事業経営審議会 | | | |
| 開催年月日 | 平成31年1月10日(木) | | | |
| 開始・終了時刻 | 午後9時30分 から 午後10時10分 まで | | | |
| 開催場所 | 弘前市役所岩木庁舎 2階 「多目的ホール」 | | | |
| 議長の氏名 | 弘前大学人文社会科学部教授 飯島 裕胤 | | | |
| 出席者 | 会長 飯島 裕胤 | 会長職務代理者 齋藤 嘉春 | 委員 竹内 智 | |
| | 委員 佐々木 薫子 | 委員 溝江 初子 | 委員 福士 稔 | |
| | 委員 杉沼 仁恵 | | | |
| 欠席者 | 委員 三上 久志 | | | |
| 上下水道部職員 の職氏名 | 上下水道部長 加藤 和憲 | 上下水道部参事 佐藤 嘉哉 | | |
| | 総務課長 大高 重文 | 工務課長 棟方 勝雄 | | |
| | 上水道施設課長 坂田 一幸 | 下水道施設課長 目賀田 年昭 | | |
| | 総務課長補佐 木村 勲 | 総務課長補佐 竹内 伸幸 | | |
| | 工務課長補佐 小野 敦弘 | 上水道施設課長補佐 京野 直文 | | |
| | 下水道施設課長補佐 工藤 博幸 | 総務課主幹 千葉 裕朗 | | |
| | 総務課主幹 中村 洋幸 | 総務課計画係長 相馬 孝康 | | |
| | 工務課下水道建設係長 小林 洋樹 | 上水道施設課水質係長 佐々木 栄子 | | |
| | 総務課主査 齊藤 祐基 | 工務課下水道建設係技師 黒沼 葵 | | |
| | 総務課給排水係技師 水島 潤弥 | 総務課給排水係技師 小枝 融五 | | |
| 会議の議題 | (2) 水道事業広域化について (2) マンホールカードの作成について | | | |
| 会議資料の名称 | 資料1 水道事業広域化について 資料2 マンホールカードの作成について | | | |
| 会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等) | <p>1 開会</p> <p>2 上下水道部長挨拶</p> <p>3 会議 進行：議長（飯島会長）</p> <p>(1) 水道事業広域化について 上下水道部参事より説明。 意見、質疑等は以下の通り。</p> <p>福士委員 指定業者であって、無届工事とはどういうことなのか。</p> <p>木村課長補佐 新設の工事や修繕の工事など、給水管・給水装置の工事は必ず届出をしてから行くと法令で決まっております。無届工事とは、その届出をせ</p> | | | |

ず工事をしてしまうということです。後に回っていないはずのメーターが回っているという状況が確認され、違反行為が判明するということでございます。

福士委員

例えば私が配水管の工事をしたいということで、指定業者の看板を掲げている業者をお願いしても勝手に工事をしてはいけないということですか。

木村課長補佐

その通りでございます。

福士委員

必ず指定業者は市に届出をあげなければいけないということですよね。一般の人つまり工事の依頼者は業者が工事をする前に届出をあげなければならないということを知らないままお願いするということですか。

木村課長補佐

工事をするにあたって給水工事も排水工事も同じですが、弘前市の給水区域内で工事をやるという指定を受けていなければ工事はできないという大原則がございます。

福士委員

それはそうだが、指定工事業者が届出をしなければならないということを知っていて依頼する一般市民は少ないと思う。そういう場合、頼んだ側には罰則はないのか。あくまで工事業者に罰則ということですか。

木村課長補佐

そのようになります。

福士委員

無届でやっている業者というのは結構あるということですか。

木村課長補佐

ここ何年か散見されるという説明がありましたが、数字を申しあげますと、今年度1件、一昨年度1件、遡って過去5年で弘前市においては7件ほどございました。

福士委員

指名停止とか罰則はそこの中では受けているが、オープンになってい

ない。そうすると工事を頼む側はホームページ等を見ないとわからないということですか。無届で違反している場合も。

木村課長補佐

罰則の適用になりますと、違反行為の内容にもよりますが、公告することになっております。それから、給水工事の場合は国からの資格を得た業者がやっております。違反があった場合は、市から国へ報告し、その程度によって国のほうからの処分もあるということでございます。

齋藤会長職務代理者

地区で指定業者を指定できるシステムの構築というのは、中南地区の中でいくつか事業者があると思うが、一つの事業者に指定工事の申請を出せば地区全部に共通で指定されるというシステムでよろしいでしょうか。

木村課長補佐

その通りでございます。

(2) マンホールカードの作成について

工務課下水道建設係黒沼技師より説明。

意見、質疑等は以下の通り。

佐々木委員

マンホールカードについてですけれども、私も12月14日、緑の相談所でいただきました。まだ1カ月も経っていないので、わかりづらいと思うのですが、今のところの評判はどのような感じですか。何枚くらい出ているかもわかれば教えていただきたいです。それから、作成依頼をしてGKPさんで自治体を選定すると資料に書いていますが、選定基準とか、クリアしないと作れない難しい基準があるのか、教えていただければと思います。

齊藤主査

直接カードの評判は届いていませんが、1月9日の段階で800枚程度配布になっているので、それなりの評判になっているのではと感じています。それから、GKPによる選定ですが、GKP指定の用紙で制作書というのがあり、必要な項目を記入する必要があるのですが、選定基準はなく、予定している発行枠を上回った場合は抽選での選考ということになっております。

齋藤会長職務代理者

緑の相談所前にマンホールを設置されたということですが、今後、設置個所を増やしていくと考えてよろしいでしょうか。

齊藤主査

カラーのマンホール蓋は、カード作成用で1カ所のみを設置しましたので、今後増やしていくことは考えておりません。

福士委員

全国的にコレクターがいて話題になっているということなのですが、実際マニアの人たちが多いのかなという感じがします。PRの効果はどのくらいあるものですか。

齊藤主査

実際どういう方が来ているのか確認はとれていませんが、電話等での問い合わせは、地元の方からも来ていますし、緑の相談所には県外の方からカードはまだありますかという問い合わせも来ています。

飯島会長

上下水道、特に下水事業のPRに役立ってほしいと思います。これは、女性職員で集まって企画していったという話を伺ったのですが、どういったきっかけでデザインしようということになったか、経緯を教えてくださいなのですが。

齊藤主査

普段の業務の中でインターネットを使って情報収集を行っているのですが、その際カードについての情報に引っ掛かり、当市でも作ったらどうかという話になりました。今、市内に設置されているマンホール蓋は、ドットの模様でリンゴの形をかたどったものが主に配置されているのですが、このデザインをそのまま使うのではなく、他市のマンホールカードも見て、リニューアルしてみてもどうかとマンホール蓋を作るころから検討を始めました。若手職員が提案したところ、上司からの許可を得ましたので、制作に着手したということです。

竹内委員

マンホールカードの数はどのくらい用意しているものですか。

齊藤主査

初回は2000枚用意しております。1ロット2000枚からで最低2000枚からしか作れないのですが、全国ルールでGKPが企画監修し、シリーズとして発行しているものなので、配布をやめるということでは

| | |
|--------|---|
| | <p>きません。枚数限定ではなくて、なくなれば増刷ということになります。</p> <p>溝江委員 現在のデザインマンホールは1カ所だけということでしたが、これから下水道のところどころ何か所かに設置するものでしょうか。1カ所だけで終わるのでしょうか。</p> <p>齊藤主査 このマンホール蓋に関しては、弘前公園内に1カ所設置で一旦終わりになります。今後新しいカードを作るということになれば、違うデザインマンホール蓋を設置するということは考えられると思います。</p> <p>4 上下水道部長挨拶</p> <p>5 閉会</p> |
| その他の事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議は公開。 ・傍聴者は3名。 ・報道機関取材は2社。 |